

# 台湾統治初期の地方行政——「臨時台湾戸口調査」はいかなる状況の下で実施されたか

佐藤正広

## 1 はじめに

台中市近郊、中興新村にある台湾の国家機関「国史館台湾文献館」に、日本の台湾総督府の行政文書が大量に保存されている。筆者は過去2回にわたり、同館で資料調査および収集をすることができたが、その中に、1902（明治35）年前後に、当時の地方行政府である「庁」から台湾総督府にあてて提出された行政文書「管内概況」をいくつか発見した。筆者は現在、1905（明治38）年の、第1回臨時台湾戸口調査の実施過程について調べているが、この「管内概況」は、台湾で初めてのこの人口センサスが、どのような環境の下で行われたかを知る手がかりとなる。本稿では、以下、この資料を必要に応じて他の資料で補いながら、施政開始後約10年の台湾で、日本の植民地行政府が抱えた課題、およびそれに対する現状認識について、調べることにしたい。

## 2 利用した資料

本稿で利用する資料「管内概況」の根拠法は管見の限り明らかでないが、各庁から半年に一回、総督府に報告が行われている。15項目からなる内容は以下の通りである。「1.既に施設せし事項の成績並施設中に係る事

項の景況及将来、施設を要する事項の種類目的」「2.内地人と本島人又は外国人間との交渉事項」「3.内地人と本島人若くは外国人に於て起し又は起さんとする事業の特質成績及景況」「4.内地人及外国人の集散状況」「5.公共事業興廃の状況」「6.慈善事業の有無及状況」「7.市街村落の盛衰に関し著しき特徴あるものの状況」「8.土地其他の不動産売買及質入届出の景況」「9.農商及工業に関する概況」「10.土匪及帰順者動静に関する状況」「11.本島人の風俗習慣及其変遷」「12.布教の状況及本島人信教の程度」「13.法令告諭及官庁官吏に対する本島人の感触」「14.事務取扱種別件数」「15.前各項の外報告すへき必要ありと認むる事項」以上である。これら項目のうち、1および15は、各庁が自由記入の形で報告するものである。ただし15は省略されるケースが多い。

筆者が利用できた資料は明治35年下半期を中心としており、当時の庁の名称で言うならば、深坑、苗栗、台中、彰化、斗六、嘉義、塩水港、阿猴、恒春、台東の10庁（台中庁は35年上半期と下半期の2回分）である<sup>1)</sup>。これ以外に、基隆、台北、宜蘭、桃園、新竹、南投、台南、蕃薯寮、鳳山、澎湖の10庁があるので、利用できたのは全体の半分ということになる。表1は、その概要をまとめたものである。

### 3 「管内概況」の内容

さっそく各庁「管内概況」の具体的内容を見よう。はじめに項目2から15までを順次紹介し、さいごに項目1を取り上げたくうえで、簡単なまとめを試みることにしたい。

**項目2から15まで** まず、「2.内地人と本島人又は外国人間との交渉事項」であるが、この項目は各庁とも記載が見られない。なお、ここで言う本島

1) 国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」。以下、4728-02（深坑庁）、4728-09（斗六庁）、4728-10（塩水港庁）、4728-11（恒春庁）、4728-12（台東庁）、4728-13（嘉義庁）、4728-14（苗栗庁）、4748-05（台中庁、明治35年上期）、4748-06（台中庁、明治35年下期）、4748-07（阿猴庁）、4748-08（彰化庁）



人とは、台湾籍を持つ住民のことであり、外国人とは日本籍および台湾籍以外の住民であるが、その多くは清国人である。

「3.内地人と本島人若しくは外国人に於て起し又は起さんとする事業の特質成績及景況」は、阿猴庁で「内地人組合」を挙げている他は、機業（深坑，台中，彰化），製糖（塩水港），製腦（深坑），製紙（嘉義），銀行（彰化），製塩（彰化），炭鋸（深坑），砂金採取（台東），林業（深坑，苗栗）牧畜（恒春），製帽（苗栗）と、具体的な産業の名を各庁が挙げている。

「4.内地人及外国人の集散状況」は、7庁が報告している。特徴的なものを挙げておこう。嘉義では鉄道工事に伴い内地人570戸1716人が来住したことを報告している。当時は、台湾縦貫鉄道の工事が進捗中であつた。工事現場が移動するにつれ、これに従事する人々が移住し、それに伴って市街地の盛衰も見られたようである。また、塩水港および阿猴では、土地調査の進展に伴い、関係人員およびそれを目当てにした商業者等が増加したという。臨時台湾土地調査局による土地調査は、いうまでもなく、台湾統治の初期に行われた大事業である。これらの事業の進展は、台湾各地の地域社会に日本人が入り込む、ひとつのきっかけになったのではないか。

「5.公共事業興廃の状況」には、衛生組合（台中，彰化），消防組合（台中），夜間学校（台中）などとならび、農会（彰化），水利組合（塩水港），農牛共済組合（阿猴）など、農業関係の施設も見られる。なお、斗六では「匪徒」一掃後に早魃がかさなり、公共事業には見るべきものがなかつた旨述べている。

「6.慈善事業の有無及状況」については、苗栗，台中，彰化，嘉義で、地元有志あるいはキリスト教会による救貧施設が設置されたことがわかる。

「7.市街村落の盛衰に関し著しき特徴あるものの状況」では、産業発展に伴う人口増加（深坑），おりからの早魃による不況で停滞（嘉義，恒春），水害による住民の退出（彰化）などが見られる。斗六では、この項目でも「匪徒」対策関連の記事が見られる。土匪大捜索に伴う後難を避け

るため、山間部の集落をそっくり移住させる方針で、その候補地を選定中だというのである。同様の記載は、塩水港の項目1にも見られる。特殊な事例ではないと思われる。

「8.土地其他の不動産売買及質入れ届出の景況」の記述は、大別して3種からなる。第1は、清国統治期以来の慣行として黙契によっていた契約を、土地調査事業の進展によって文書化する動きが生じ、そのために土地取引に見かけ上の増加が発生したとする例である（台中、斗六、塩水港、阿猴）。第2は、この年発生した早魃により土地を手放す者が増加し、それによって取引も増加したとする例である（嘉義、塩水港）、第3は、要因抜きで、動向に関する記述のみ、もしくは数値表のみを記載する例である（深坑、苗栗、彰化、恒春、台東）。

「9.農商及工業に関する概況」は、台東以外の総ての庁<sup>1</sup>で、前年来の早魃による凶作と、これに伴う商業その他の産業の不振を訴えている。また台中の明治35年上半期報告には、庁員による水争いの調停に関する報告がなされている。台東は逆に、降雨のため陸稲に被害が出たという記事である。台東庁は、台湾の中央分水嶺を隔てて東海岸（太平洋側）に位置する。したがって、これは気候の違いによるものと思われる。

「10.土匪及婦順者動静に関する情況」は、いくつかの庁で、かなりの字数を割いて報告している。詳細は次節に譲ることにして、各庁で挙げている婦順匪徒等の数を列挙すれば、以下の通りである。「匪首9名匪徒124名（深坑）」「婦順者43名（苗栗）」「婦順者69名（台中、明治35年下半年期）」「婦順者残100余名（斗六）」「婦順土匪名簿より削除の者44名（塩水港）」「80名余監視中（阿猴）」。報告のあった各庁で、まとまった数の「匪徒」が監視下に置かれていたことが判る。

「11.本島人の風俗習慣及其変遷」。この項目への回答は比較的少ない。深坑で、漢人系住民の習俗が泉州系であることを述べ、また彰化、阿猴で、一部に日本風の習慣を取り入れる住民が出始めていることを報告する程度である。この設問自体が、半年報という短い周期での報告になじま

ず、回答しづらかったのであろう。

「12.布教の状況及本島人信教の程度」も、比較的記載が少ない。全体を通じてみると、キリスト教系（天主教、基督教）の布教が熱心であるのに対し、仏教系は比較的消極的であるような印象を受ける。ただし、獲得した信徒数では、キリスト教はあまりはかばかしい成果を上げていないようである。

「13.法令告諭及官庁官吏に対する本島人の感触」では、各庁とも「命令を遵守、官吏へ好感」といった型どりの回答である。ただ、街庄事務の改善と関連づける記述（彰化）、産業奨励政策の結果（塩水港）、土匪や生蕃対策に対する支持（塩水港、恒春）などの記述も見られ、地方庁と現地住民との関係にある程度かいま見させる内容となっている。

「14.事務取扱種別件数」は、文書の収発件数に関する報告のみなので、ここでは省略する。

「15.前各項の外報告すべき必要ありと認むる事項」は、阿猴にのみ記載がみられる。内容は、庁長が赴任直後に管内巡視を行ったこと、匪徒掃討関係、保甲官吏の研修に関するものである。

**自由記入項目の内容** さて、上述のように、報告項目のうち1は、各庁の自由記入である。したがって、その内容は、それぞれの庁が重要だと認識した事柄を反映していると判断できる。つぎに、この項目について概観しておこう。この項目の記載内容には、いくつかの庁に共通してあらわれるものと、特定の庁の特徴を示すものがある。

まず、比較的多くの庁に共通してあらわれる記載として、①地方行政組織（街庄、保甲など）の整備、②教育施設（公学校など）の整備、③水利関係、④道路の整備、⑤衛生施設（下水、屠畜場など）の整備、⑥殖産関係、⑦蕃人および匪徒対策が挙げられる<sup>2)</sup>。また、⑧台東庁に関しては、記載内容が他の庁とはかなり異なっており、この庁の特殊事情が伺われ

2) なお、これらの他に地域社会に大きな影響をおよぼした施策として、鉄道建設があるが、これは総督府直轄の事業であったため、庁の報告に直接には現れない。

る。以下、順を追って見ていこう。

### ① 地方行政組織の整備

各庁で、街庄行政の再編がなされている。すなわち、街庄長管轄区域の統廃合および「街庄長処務規程」等の制定、街庄役場の設置などである。区域の変更にあたっては、土地調査局による区画を基準にする旨の記述が深坑で、また土地調査局員と相談する旨の記述が塩水港で見られる。土地調査は通常、近代的土地所有権を確定するために実施されたと見なされているが、これと共に、旧慣により錯綜していた地域区分を整理し、地方行政のための地域編成の基礎を作る役割も果たしたと見られる。再編の結果、街庄の数は台中で48から34に、また彰化では64から37に減少した。大規模な再編だったようである。また、街庄長の選任基準と訓練に関する記述もある。台中の「資産ある者」という記述などから、いわゆる「紳士」等と見なされた在地の名士が街庄長に選任されていたことが伺われる。

保甲に関しても同様、規約の制定、保正甲長の訓練や、壮丁団の組織と自警団としての訓練などに関する記述が見られ、行政の末端としての保甲を整備することに、各庁が意を用いていることが知られる。

### ② 教育施設の整備

台東をのぞく総ての庁で、公学校の設置、増改築、生徒数、教員の配置などに関する記述がある。学校基本財産の設定、諸規則の制定などについても報告されている。各庁とも、公学校生徒は増加の傾向にあったようである。

### ③ 水利関係

水利関係の記述は、深坑、苗栗、彰化、斗六、嘉義、恒春の各庁で見られる。また、塩水港では「5.公共事業興廢の状況」で水利関係を取り上げているので、7庁で水利に関する記述があることになる。内容は、公共民間両タイプの埤圳の開鑿、改修、管理規約の設定などである。深坑庁の記述には、「管理人は勿論業主と云はず個人と云はず争ふ所は私

利なり故に管理人は埤圳の修繕に際し其費用を可及的少くせんとして永遠の図を為さず人夫を負担する業佃は仮令出役するも名義のみにして一日を懶惰に経過し其労銀は旧慣に因り多額を貪らんとす唯た水租税徴収の比較的円満に行はるゝは美事に属す今後は管理人及業佃をして公共の心を誠実に発揚せしめんことを務むるの見込なり」とあり、同庁が、モノとしての施設の整備と同時に、それを運用する人的資源の開発を意識していたことが伺われる。この事情は他の地域でも同様であろう。

#### ④ 道路の整備

この項目に関しては、台中、彰化、塩水港、阿猴の4庁で記載がある。内容を例示すれば、塩水港では241路線139里余(約540km)に関する道路改修新設が、また阿猴では161里余(約620km)の道路改良が報告されている。事業は庁の予算からの支出はもちろんであるが、在地の有力者を説得して寄附金を拠出させ、あるいは労役の提供を受けている。こうしたことは、結果的に、受益者である地域住民に、植民地当局の施政を受け入れさせ、さらには参加意識を促す実地教育としての意味を持ったであろう。同様の事情は、公学校や埤圳の整備その他民政関係の施策全般についても当てはまりそうである。

#### ⑤ 衛生施設

総ての庁に記述がある。主な内容は、コレラ、ペスト、赤痢、腸チフスなど、当時台湾で発生していた伝染病への対策である。公医の配置、下水道、塵芥処理場、屠畜場などの整備がなされている。こうした施策の実施と並行し、各地方の主要市街地で住民による衛生組合が、行政の主導の下に組織されていった。また、各地でペスト対策として、懸賞金付きでネズミの駆除キャンペーンが実施されていた。阿片行政にかかる記述も複数の庁で見られる。

#### ⑥ 殖産関係

各庁が殖産関係に、比較的大きなスペースを割いて記述しているのは、ある意味で当然のことであろう。たとえば、深坑では林業に関して



詳細な記述があり、造林苗圃、用材林開発、樟樹の育成、木材運搬用の河川改修などの施策の概要を窺うことができる。また、彰化、阿猴では漁業開発に関するまとまった記述が見える等々。その他の庁でも、それぞれの地域の実情にしたがった記述をしている。また、農会や各種の組合（漁業組合、農牛共済組合など）の設置、試験場の設置、品評会の開催などは、複数の庁で見られる。これらは日本の本土でも実施され、効果を取めた施策である。台湾でも日本の経験を応用しようとしたのであろう。

#### ⑦ 匪徒および蕃人対策

この項目には地域差があるが、いくつかの庁では、報告直前の明治35年上半期に行われた匪徒大捜索およびその後の経過について、詳しく記述している。これは日本の本土にはない台湾固有の問題であり、当時の地方行政が抱えた大きな課題のひとつであったので、節を改めて紹介する。

#### ⑧ 台東庁の特殊性

台東で項目1の記載内容を見ると、公学校に関する記載がなく、国語伝習所の卒業生に関する記述があるのみである。また、衛生関係でも、公医が未配置である旨の報告など、他庁とはやや様相を異にする。国語伝習所は、総督府による台湾統治の最初期に設置された教育施設で、他地域ではすでにその役割を終え、公学校に置き換えられていた。また、公医の配置や医師の訓練も、他の地域では既に一定の成果を上げていた。このような特徴は、総督府の施政開始時点で、台湾島内に、漢人の入植地の発展や、先住民族の勢力の強さなどの点で、明確な地域差があったことを物語る。

以上見てきたことを簡単にまとめておこう。当時総督府の地方行政であった「庁」では、街庄、保甲など地方行政の基礎的な組織作りや公教育の立ち上げと同時に、社会生活や各種産業のためのインフラストラクチャの整備（総督府直轄事業である鉄道や土地調査等もある）、殖産興業政策

を実施した。これは、明治維新後の日本本土と同様であり、また、それらの施策が事実上、新政府による住民把握の手段としての意味をも担ったとみられることも同様である。これに対し、「蕃人」対策と「匪徒」対策が各庁で大きな課題となっている点は、植民地台湾に固有の状況である。この時点では漢人系の「匪徒」も、先住民族である「蕃人」も、総督府は完全に掌握しきったと言えない状態であった。また、総督府による以上のような住民掌握に、上述の台東庁の例からも窺われるように、地域性があつたことにも注意を促しておきたい。

#### 4 臨時台湾戸口調査の実施環境——むすびにかえて

臨時台湾戸口調査の準備は、日露戦争のさなかに進められた。日本本土で、戦争勃発を理由に第1回国勢調査が無期延期されたことを考えると、この事実は注目に値する。

台湾総督府は、ある意味で本国政府以上に、日露戦争の勃発を危機感を持って受け止めていた。そのことは、明治38年4月14日、台湾総督府が、澎湖列島馬公要港境域内及びその沿海地を臨戦地域に指定して戒嚴令を施行し、さらに同年5月13日台湾全島に戒嚴令を施行したことから窺われる（同年7月7日に解除）。また、5月19日には、台北監獄長から総督府宛に「時局に対する囚情報告の件」と題する報告書が提出されている<sup>3)</sup>。報告内容はあたりさわりのないものであるが、こうした文書が出されたこと自体が、当時の関係者の危機感を物語る。総督府はあきらかに、台湾島住民を完全には掌握しきっていないという認識を持っており、彼等が、戦争に呼応して、蜂起等の抵抗活動を活発にすることを警戒したのである。

総督府によるそうした認識の背景には、当時、総督府の統治に対して抵抗を続けていた漢人、先住民族双方の武装勢力の存在があつた。本項の最

3) 国士館台湾文献館所蔵、台湾総督府公文類纂4870-01

後に、この点についても一瞥しておこう。

まず、漢人系の動きと、総督府の対応である。

台湾経世新報社編の『台湾大年表』(大正14年)<sup>4)</sup>をみると、明治34年12月1日に「南部土匪大討伐を開始す」、翌年4月30日に「匪徒討伐開始以來匪徒を殺戮又は逮捕せしもの二千九百八十八名に達す」、5月30日には「南部匪首林少猫、吳萬興、林天福等曩に帰順を許されしも依然匪行を為せしを以て討伐を行ひ林少猫以下百二十二名を殺戮す是に於て全島の土匪掃蕩一段落を告ぐ」等の記事が見られ、この頃台湾南部を中心に、武装勢力との間で戦闘が繰り返されていたことがわかる。この年表では、明治35年前半で土匪掃討作戦は完了したということになっているが、実際には武装勢力の活動はこれ以後にも続いたようである。その実情を、いくつかの「管内概況」が伝えている。なかでも苗栗の事例は、漢人系「匪徒」の動向をありありと伝える文章なので、煩をいとわずに原文を引用しておく。

「匪徒は本期に至りて搜索の嚴なる為め平地に潜伏すること能はず従て一件の被害を見さりしと雖も彼等は去て馬那邦社に集合し又は南庄事件に参加し我軍隊及警察官に抵抗したる殘匪逃れて同社に來集し其總數百余名に達し腦漿を脅して糧食を強要し製腦家を脅して金品を獲得し加ふるに蕃人を扇動して兇行を逞ふせしむ匪首詹惡人詹阿瑞江火炉の徒首領たり於是蕃匪剿討の必要生し十月十日を以て第二旅団は馬那邦社討伐開始せられ警察官は側面警戒の任に當り大馬那邦山小嶼大嶼を占領し馬那邦社の一部を焼夷し同月二十一日を以て終了す而して蕃匪の勢尚未た挫けざるものあり警察官は軍隊の援助を得て聯合搜索を行ひしも目的を達すること能はず蕃匪は却て其勢威を振へり事態如斯を以て十一月十一日再び第二旅団へ北勢蕃社討伐の令下り警察官は前回と同じく側面警戒の任に當り討伐再び開始せられ蕃匪を擊攘大大嶼以南白布縫に至る大安溪右岸一帶の地を占領し馬那邦社全部を赤土とし蘇魯社を屠り老屋寮社

4) 台湾経世新報社編(1925)『台湾大年表』。ただし筆者が参照したのは、同書第4版を、1994年に台北の南天書局有限公司が復刻したもの。

に大打撃を加へ十二月三日を以て終了す討伐終了後匪勢全く挫けたるに付警察官及保甲を戒飭し精密なる注意を以て彼等の窃かに出山するを監視しつゝあり

先是覃蘭庄民中蕃地潜伏の匪徒に通し官衙の情況を内報し対匪の方針を知らしめ糧食を密給して生活の便宜を得せしめ陰に匪勢を助長せしむる者あるを発見し十月一日に於て十五名を逮捕し續て更に二名を斃し蕃地匪徒との連絡を絶ちたり右の外尚十六名の匪徒を逮捕したるに付総数三十二名に達せり

帰順者は前期末現在四十六名なりしか帰順匪首李阿貴同匪徒徐阿潭の二名は匪徒を募集し南庄蕃日阿拐に応援せんとするを覚知し七月二十三日逮捕引致途中抵抗したるに付防衛上已むを得ず殺戮し又帰順匪徒詹阿榮は北勢蕃社討伐に際し軍隊の嚮導たりしか十一月二十三日戦死したり依て本期末日現在四十三名にして各自其業務に従事し謹慎を表し疑ふべき点を認めず而して帰順者の職業を別ては農業三十二、商業八、隘丁二、苦力一なりとす」

苗栗庁管下では、漢人系の抵抗勢力は、山間部にある先住民族の居住地を拠点として、百名余が結集しつつあった。これに対して、総督府は正規軍を2回出動させ、先住民族の集落を焼き払うなどの殲滅戦を実施することにより、かろうじてかれらを鎮圧した。記事を読むと、平地の一般住民の中に、庁の情報を流したり、食糧を供給したりする者もいて、総督府がその対策に逐われる様子も窺われる。

総督府が「匪徒」と呼んだ集団に関して、歴史的評価を下すことは、本稿では差し控えたい。その中には、日本による統治の有無にかかわらず、時の政権に組織的に抵抗した者もあったろうし、ほとんど無頼に等しい者も含まれていたであろう<sup>5)</sup>。

5) 台湾総督府による統治初期の匪徒の動静と、これに対する対策については、台湾総督府警務局(1938)『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況(上巻)』に詳しい。なお、同書は1986年に緑蔭書房より、『復刻版 台湾総督府警務局編(昭和8~19年) 台湾総督府警察沿革誌 全5巻』のIIとして復刻刊行されている。

つづいて、総督府や庁の先住民族対策はどうであったろうか。これに関しては、深坑庁による記述が詳しい。

報告書の記載を見ると、先住民対策には、いくつかの柱があったようである。筆者なりに整理をしながら述べていきたい。

まず第1に、先住民族対策（当時の行政用語では「蕃人撫育」）の大きな柱として、産業奨励がある。これは、各種農産物の種子（穀物、蔬菜、煙草、ラミーなど）を住民に供与して栽培を奨励する、畜産（山羊豚等）を奨励するなどの方法をとった。特に畜産に関しては、「報告」は以下のように政策的な位置づけを述べている。

「彼等は狩猟に因りて半生計を立つるものなるがゆへに深森の処分に対し直接故障あるは免かる可からざる事とす因て今後彼等に向て畜産の必要を説き主として山羊豚の二種を飼育せしめんと欲す蓋し此二畜蕃殖すれば彼等生計の必要に迫られたる狩猟は漸次減少するに至るへし随て森林の処分も容易に蕃人も其生計に裕かなるのときあるへく一挙両全の策ならんと思料す」

先住民族が狩猟を生業とする限り、用材や樟脳採取等の森林開発に支障を来す。畜産を奨励することにより、その障害を取り除こうというのである。

第2に、産業奨励とも関係して、道路と河川を中心とした、インフラストラクチャの整備がある。この目的のため、深坑庁は、明治36年11月26日から29日にかけて、先住民族の支配する地域に探検隊を派遣して、将来開発すべき道路、舟路の調査を行った。

第3に、先住民族の生活習慣の「文明化」が大きな柱となる。庁では、その対象として、とくに女性および子どもに注目し、それぞれにふさわしい教育を施す方針を掲げている。

第4に、以上のような諸政策と組み合わせて、庁は、簡単な医療の提供、酒食の饗応などによって、住民の歓心を買おうとした。この点について、深坑庁は以下のように報告している。

「蕃人の来署は一個月平均百八十七人五分其饗応は一食金五錢に当る又た報酬は私の利便を計りたる者に与へ決して恩惠的に施与するものに非らず施療は医師を聘用して施行するものに非らずと雖とも幸に屈尺派出所主任の妻患者看護の学を修め少しく医術の心得あるを以て当庁の嘱託を命じ病症治療等の輕易なるものに就き施療を試みたるに其結果頗良好にして蕃人の歡喜実形容すべからざる者あり随て当庁の事業をして速かに成功せしむるに好便宜を有するに至れり」

最後に、以上のような慰撫、教化策に応じない住民に対しては、火力によってこれを包囲し、その居住区域を徐々に狭めていく政策をとった。

「管内蕃界の地東は宜蘭庁境界の湖底嶺に起り西は桃仔園境界の大芬林に至る延長二十余里此の間東部の平穩なる地は除き中央以西に於て隘寮十八個所隘勇監督員詰所八個所を置き隘勇百八名伍長十一名を配置し以て蕃害に備ふ将来蕃地の作業勃興するに随ひ漸次現今の隘勇線を前進せしめ之か作業を保護すると共に行政区域を拡張するの見込みなり

又た台湾採腦拓殖合資会社に於て製腦の爲め西は火烧樟より東は牛ラン溪に至る約六里間の蕃地に於て十二個の銃拒を設置し専任隘丁四十八名准隘丁百五十名臨時隘丁二十名共に本島人を用ひ並に生蕃隘丁若干名を備入れ尚ほ内地人一名を以て伍長となし隘丁組織の準備に着手し目下申請中に属す」

隘勇（あいゆう）線というのは一種のバリケードである。戦闘員である隘丁が詰所にあつて常時監視しながら、彼我の力関係によってバリケードを移動させていったのである。深坑庁にあつては、この業務に関係する人員は350名弱にのほり、隘勇線の延長は100キロ以上であつたことがわかる。

以上に見たとおり、総督府およびその地方組織である庁は、漢人の抵抗勢力に対しては正規軍の投入も含む武力により、また、いまだ支配のおよばぬ地域に居住する先住民族に対しては、一面で武力によりながら、同時に産業奨励や教育、医療や酒食の供与による懐柔など、硬軟取り混ぜた方法で、支配の確立に努めていた。日露戦争が勃発した際に、先に紹介した

ような反応を総督府が示した背景には、こうした事情が存在したのである。

総督府は、この時期、一方でこうした焦眉の課題を抱えつつ、他方では、すでに獲得した住民に対する各種の民政上の政策も実施し、彼等を自己の協力者としてつなぎ止め組織する必要に迫られていた。まさにそのさなかに、第1回臨時台湾戸口調査は実施されたのである。このことを抜きに、このセンサス調査の歴史的な位置づけを語ることはできない。

What's on in *Ilha Formosa*?: Local Policies of the Japanese General Government of Taiwan in 1902 and their Aftermath

Masahiro SATO

《Abstract》

This paper attempts to give a brief account of the historical backgrounds surrounding the first population census in Taiwan. The census was undertaken by the Japanese rulers of the island in 1905, fifteen years before a similar universal population survey was carried out in Japan itself. A study of some provincial records of 1902 revealed the following significant facts. Firstly, each provincial office (*cho*) devoted its energies to suppressing revolts of both Chinese and indigenous inhabitants of the island. In the second place, however, at the same time, the records also indicate that the provincial offices were hastening to construct modernized social infrastructures, such as medical systems, educational institutions, railways, roads, and other amenities. These activities gradually brought about a more positive attitude towards Japanese rule among the people of Taiwan. The implementation of the first population census in 1905 must be interpreted in the light of this mixture of policies.